

湧水町価格高騰重点支援
事業継続支援給付金
申請要領

湧水町 商工観光 PR 課
(令和7年1月)

**「事業継続支援給付金」を
装った詐欺にご注意ください。**

1 湧水町価格高騰重点支援事業継続支援給付金について

エネルギー・食料品等の価格高騰の影響により、経済的に大きな影響を受け、事業継続が困難になっている町内で商工業を営む中小企業者等の事業継続を支援及び下支えするために湧水町が交付する給付金になります。

※他の支援金給付事業との併給は認めない。

2 対象者

中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者

業種	中小企業基本法第2条第1項の範囲 (下記のいずれかを満たすこと)	
	資本金の額又は は出資の総額	常時使用する 従業員の数
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
その他	3億円以下	300人以下

※個人事業者（フリーランスを含む）については、事業所（店舗）が町内であること、なお、事業所得のみを対象とします。

3 要件

- (1) 商工会員又は商工会に加入しようとするもの。
- (2) 令和4年分、令和6年分の事業所得、雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業活動による雑所得若しくは給与所得又は不動産所得（鹿児島県税条例（昭和38年条例第23号）の定めるところにより課税される場合に限る。）のいずれかの所得を申告していること。
- (3) 令和4年及び令和6年の指定月において、光熱費、燃料費・食料品等の価格高騰の影響により経費等が、事業所得等として計上している合計が、法人にあっては25,000円以上、個人事業者にあっては12,500円以上増大していること。

令和5年中に開業したものについては、前段の令和4年を令和5年に読み替え、令和6年中に開業したものについては、同年中の連続した3ヶ月及びその3ヶ月と重複しない3ヶ月とする。

※指定月 連続した3ヶ月

- (4) 町税（法人においては法人町民税）を納めていること。
- (5) 政治団体、宗教上の組織若しくは団体等でないこと。
- (6) 性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業務受託営業を行う事業

者でないこと。

(7) 反社会的勢力ではないこと又は関与していないこと。

(8) 給付金の趣旨に照らし、給付金を交付することが適当であること。

※申請受付後、「誓約書兼同意書」に基づき調査を行います。

【詳細】

(1) 令和7年1月1日時点においても事業を営んでおり、今後も引き続き町内で事業を継続する意思があること。

(2) 原油高や物価高騰の影響により経費が増大している事業者のうち、下記の指定品目の経費のいずれかを計上しており、指定する連続した3ヶ月分の下記品目の経費が、法人の場合25,000円以上、個人事業者の場合12,500円以上増大していること。

※令和4年又は令和6年の指定月分の経費等がわかるものとして、対象となる指定品目の【領収書】、【通帳等】のいずれかの写しが必要となります。(原則としてこれらの書類は、宛名や品名又は但し書き等が記載されているものとします。)

○ 指定品目

電気代、ガス代

ガソリン代、軽油代、LPガス代、灯油代、重油代

食材費、送料、その他材料費

(3) (2)に記載している指定品目の経費以外で、物価高騰の影響を受けている経費がある場合は、別途 商工観光PR課又は商工会へご相談ください。

4 給付額 法人 10 万円 個人事業者 5 万円

5 申請 法人や個人事業者ごとに申請してください。

(1) 申請期間

令和7年3月24日(月)～令和7年9月19日(金)

※消印有効

(2) 申請方法

- 申請書は、商工観光 PR 課又は湧水町 商工会の窓口に準備しております。
- 役場 商工観光 PR 課又は湧水町 商工会の窓口にお持ちいただくか商工観光 PR 課に郵送での申請書を提出してください。

(3) 提出先

- 湧水町役場 商工観光 PR 課 Tel 7 4 - 3 1 1 1 (内線 2 2 8 1)
〒899-6292 湧水町木場 222 番地 湧水町役場 商工観光 PR 課

- 湧水町商工会 Tel 7 4 - 2 2 0 0

6 給付までの流れ

- | | |
|-------------------------------|---------------------------------|
| ①申請書類の受付 | ※当課に申請書類が到着した日を受付日とします。 |
| ↓ | |
| ②申請書類の内容審査 | ※不備がある場合は電話連絡します。 |
| ↓ | |
| ③交付・確定決定通知書の送付
不交付決定通知書の送付 | |
| ↓ | |
| ④支給
通帳記載名「湧水町」
「ユスイヨウ」 | ※指定口座へお振込みします。
現金での支給はできません。 |

申請書類に不備が無い場合、受付日（町役所に届いた日）から概ね3週間程度での支給を予定していますが、締切間近の申請は日数がかかる場合がありますのでご了承ください。

7 問い合わせ先

- 湧水町 商工観光 PR 課
電 話：0 9 9 5 - 7 4 - 3 1 1 1 (内線 2 2 8 1)
メール：syokokanko@town.yusui.kagoshima.jp

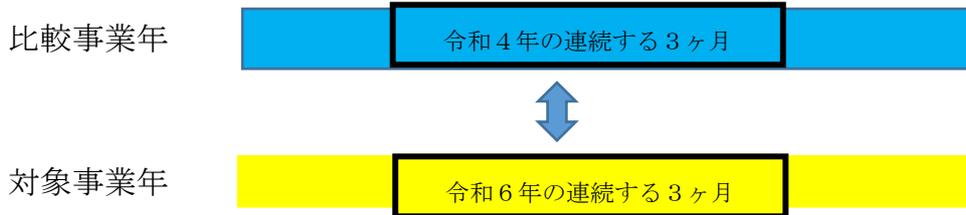
受付（問い合わせ）時間：土日・祝日を除く午前8時15分～午後5時
様式は湧水町ホームページでダウンロードできます。

- 湧水町商工会
電 話：0 9 9 5 - 7 4 - 2 2 0 0

参 考

1 事業年の確定申告がある事業者

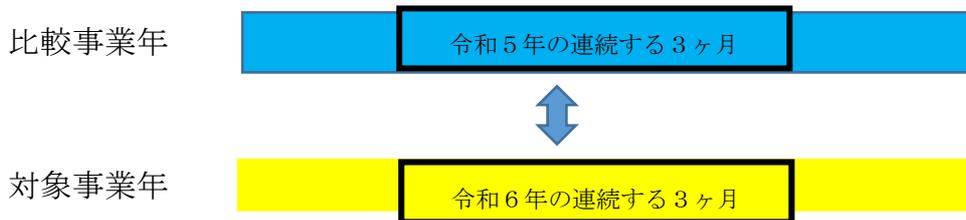
申告を終えていない事業年内の連続する3ヶ月の経費と比較して法人の場合 25,000 円以上、個人事業者の場合 12,500 円以上増大していること。



※【対象事業年内の連続する3ヶ月】と【比較事業年内】同一の3ヶ月を比較

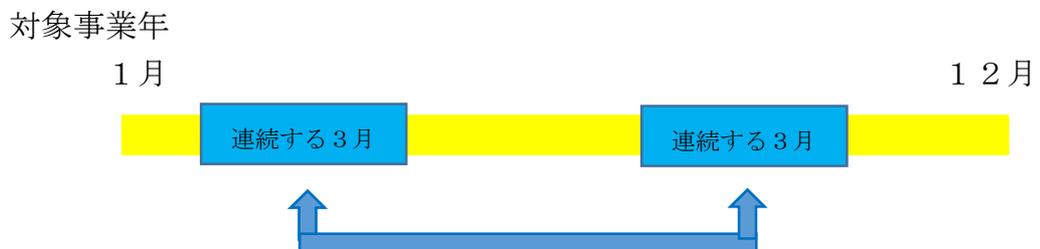
2 令和5年中に新規に起業した事業者

申告を終えていない事業年内の連続する3ヶ月の経費と比較して法人の場合 25,000 円以上、個人事業者の場合 12,500 円以上増大していること。



2 令和6年中に新規に起業した事業者

開業後の連続する3ヶ月を2以上選択し、選択した2つの連続する3ヶ月の経費と比較して法人の場合 25,000 円以上、個人事業者の場合 12,500 円以上増大していること。



3 月々の経費を説明する資料を準備できない事業者

- 令和4年から令和6年の申告時に作成した収支内訳書中の対象経費を12月で除して3ヶ月を乗じて算出した額を基準とします。
又は、領収書や通帳の引き落とし状況により確認します。